第３　参考資料

１　検定検査設備等の保有状況

(1) 基準器

種　　類		形　式・能　力	器物番号	個数	有効期間
長さ	基　準　巻　尺	全長 2m（目量：1㎜）	1457 1458	2	5年
	タクシーメーター装置検査用基準器	円周：1m	略	3	4年
		円周：0.5m		1	4年
質量	基準台手動はかり	ひょう量 50 ㎏（目量:20ｇ）	76	1	3年
	特級基準分銅	20 ㎏～1 ㎎	1	31	3年
		20 ㎏～1 ㎎	2	32	3年
		5 ㎏～10ｇ	11	11	3年
	一級基準分銅	20 ㎏～1 ㎎	1	33	5年
		20 ㎏～1 ㎎	3	31	5年
圧力	基準液柱型圧力計	0～400 ㎜Hg（目量：1 ㎜Hg）	5455	1	4年
温度	基準ガラス製温度計	0℃, 34～43℃（目量:0.05℃）	8220	1	5年
			3644	1	5年
		0℃,32～42℃（目量:0.05℃）	6211	1	5年
		0℃,31～37℃（目量:0.05℃）	2117	1	5年
			2118	1	5年
		-2℃～52℃　（目量：0.1℃）	9676	1	5年
体積	基準燃料油メーター	口径 50 ㎜	M40889	1	2年
	液体メーター用基準タンク	水道メーター用 500L	84-1	1	8年
		水道メーター用 50L	84-2	1	8年
		燃料油メーター用 50L	86-1	1	5年
		燃料油メーター用 20.8L	555	1	5年
		燃料油メーター用 10.4L	1063 1064	2	5年
		燃料油メーター用 5.1L	6052 1058	2	5年
	液体タンク用基準タンク	50L（オーバーフロー式）	86-2	1	5年
	基準フラスコ	100 mL	10-3 10-4	2	10年
		200 mL	10-5 10-6	2	10年
		500 mL	10-7 10-8	2	10年
		5L	80 94-2 81	3	10年
		10L	80-1 94-1	2	10年

種　　類		形　式・能　力	器物番号	個数	有効期間
面積	基　準　面　積　板	0.700㎡（円形）	A216	1	3年
密度	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	0.470～0.570ｇ／cm^3 目量：0.001ｇ／cm^3	0409	1	3年
		0.500～0.650ｇ／cm^3 目量：0.002ｇ／cm^3	2102	1	3年

(2) 主な検定検査用具等

名　　称	形　式・能　力	数量	備　　考
電気式質量比較器	ひょう量：2100㎏　目量：1ｇ	1台	検定室
	ひょう量：64.1㎏　目量：5㎎	1台	質量標準室
	ひょう量：5100ｇ　目量：1㎎	1台	質量標準室
	ひょう量：6.1ｇ　目量：1μｇ	1台	質量標準室
	ひょう量：220ｇ　目量：0.01㎎	1台	質量標準室
	ひょう量：32.1㎏　目量：100㎎	2台	検定室
1級実用基準分銅	20㎏～5㎎	略	
2級実用基準分銅	1000㎏～20㎎	略	
3級実用基準分銅	1000㎏～10㎎	略	
体温計検定装置	恒温槽	2台	体温計室
ボックス型遠心機	体温計用	1台	体温計室
血圧計用検査器	10個口	1台	
走行クレーン	1.5ｔ吊り	1台	検定室
サスペンションシリンダー	大型分銅懸垂用	2台	検定室
軽・ライトバン・ワンボックス	立入検査用 燃料油メーター検定用	2台 3台	
検査車	巡回検査用（3ｔ以下） 集合検査用（250㎏以下）	1台 1台	ユニック車 検査車
握力計 背筋力計	計量思想普及用	3個 1個	量目検査室

2　製造・修理事業届出状況

令和８年３月末現在

事業の区分			製造事業届出数	修理事業届出数
タクシーメーター(製造 2社)(修理 4社)		タクシーメーター	2	6
質量計	第１類	非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの	15	15
(製造17社)	第２類	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のもの	12	5
(修理29社)	分銅等	分銅、おもり	9	0
	自重計	自重計	1	17
温度計 (製造 3社) (修理 1社)	ガラス製温度計	ガラス製温度計（体温計を除く）	0	0
	抵抗体温計	抵抗体温計	2	1
体積計	水道メーター第１類	標準流量が5m^3／h以下	0	0
(製造 7社)	水道メーター第２類	標準流量が5m^3／hを超えるもの	0	0
(修理 5社)	自動車等給油メーター	自動車等給油メーター	6	4
	小型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター	6	4
	大型車載燃料油メーター	大型車載燃料油メーター	4	0
	定置燃料油メーター等	上記燃料油メーター以外のもの	6	0
	液化石油ガスメーター	液化石油ガスメーター	3	1
アネロイド型圧力計	圧力計第１類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型圧力計のうち､検出部が電気式のもの(ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計を除く)	4	1
(製造11社) (修理 7社)	圧力計第２類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型圧力計のうち､検出部が電気式以外のもの(ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計を除く)	5	3
	血圧計第１類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計のうち、検出部が電気式のもの	7	4
	血圧計第２類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計のうち、検出部が電気式以外のもの	3	0
濃度計	濃度計第１類	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び指示計を除く）	2	3
(製造 6社)	濃度計第２類	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	5	2
(修理 2社)	濃度計第３類	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	5	2
自動はかり		ホッパースケール	17	4
(製造31社)		充填用自動はかり	14	4
(修理 8社)		コンベヤスケール	12	4
		自動補足式はかり	9	7
		その他の自動はかり	9	5
		合　計	158	92

※　製造事業届出は、従たる事業所（主たる事業所は県外）を含む。

※　複数の事業所及び事業区分を含むため、事業届出数の合計と事業者数（社数）は必ずしも一致しない。

3　特定市等の状況

(1) 計量事務の権限委譲状況

区分			市名	移行時期	摘要
特定市	政令市	地方自治法第252条の19第1項の指定都市	さいたま市	平成15年4月	
	中核市	地方自治法第252条の22第1項の中核市	川越市	平成15年4月	
			越谷市	平成27年4月	
			川口市	平成30年4月	昭和28年特定市の指定
	施行時特例市	地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の廃止(H27年度4月1日施行)に伴い、経過措置として施行時特例市に指定	熊谷市	平成21年4月	
			所沢市	平成14年4月	
			春日部市	平成20年4月	
			草加市	平成16年4月	
埼玉県の特例条例（「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」第2条別表80項）に基づき、県から市町村に計量事務の一部が権限移譲			上尾市	平成13年4月	
			入間市	平成22年4月	
			久喜市	平成23年4月	

令和８年３月末現在

注）特例条例により市町村が処理する事務

○特定商品を販売する者の監督

1）特定商品の販売事業者に対する勧告、公表、命令

2）特定商品の販売事業者に対する立入検査等

○計量法第15条第1項、第2項、第3項、第147条第1項、第148条第1項、第150条第1項、第2項

(2) 特定市の定期検査の実施対象地域

特定市の管内を２分割し、隔年毎に定期検査を実施している。

	さいたま市	川越市	越谷市	川口市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市
奇数年	Ａ地区 西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区	Ａ地区 本庁管内	東地区	中央・南平・並木地区	Ａ地区	Ｂ地区 西部	Ａ地区	北地区
偶数年	Ｂ地区 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区	Ｂ地区 出張所管内	西地区	横曽根・青木・支所地区	Ｂ地区	Ａ地区 東部	Ｂ地区	南地区

４　計量団体

令和８年３月末現在

一般社団法人　埼玉県計量協会

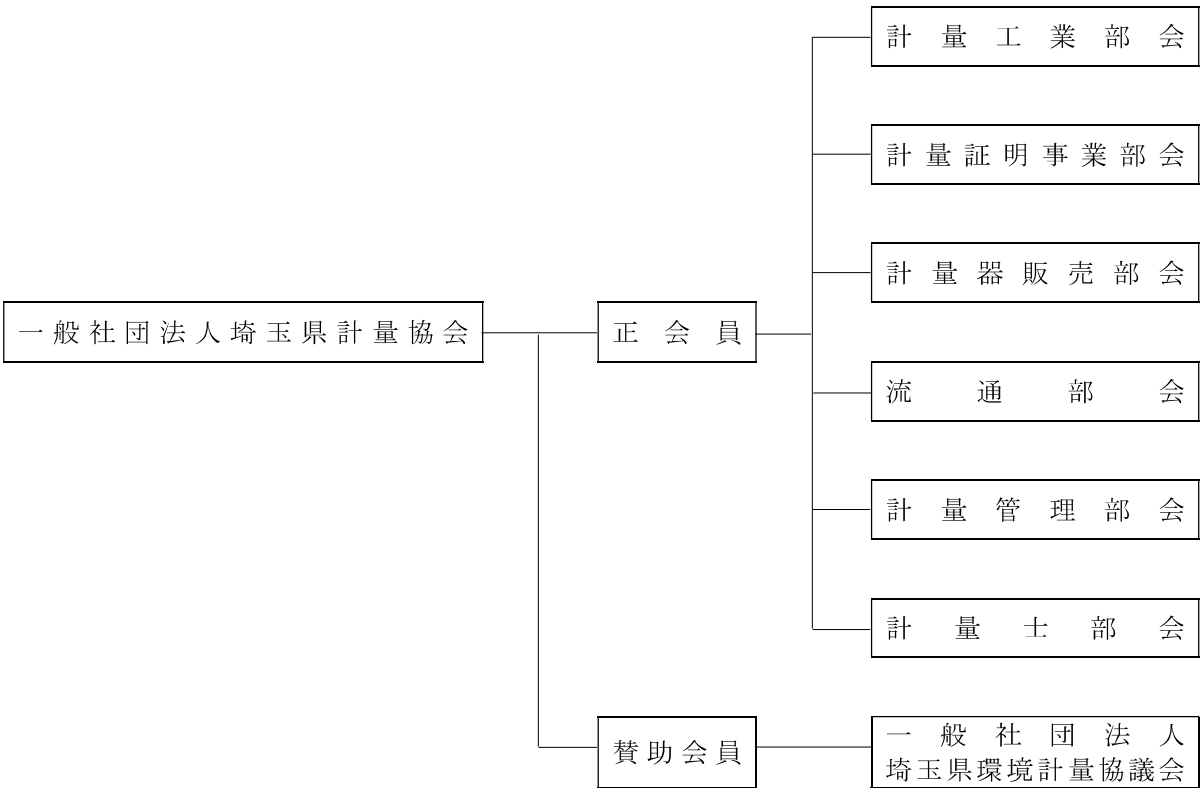
(1) 設立年月日　昭和 27 年 7 月 1 日

(2) 目　　的　県民の正しい計量観念の樹立及び計量思想の普及を図るとともに、計量界全体の親和協調に努め、併せて埼玉県における計量制度の確立を支援することにより、埼玉県の産業経済及び県民生活の発展に寄与する。

(3) 構　　成　県内の計量関係事業者

(4) 会 員 数　２５０名

一般社団法人　埼玉県計量協会　組織図



※　平成１４年度に県から指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を受け、以後毎年度受託検査を実施している。

平成１５年度以降は、順次特定市からも指定定期検査機関の指定を受け、２０年度は６市の検査を受託した。

平成２１年４月１日から８市の検査を受託した。

平成２５年４月１日から一般社団法人埼玉県計量協会となる。



埼玉県計量検定所

所在地　：　さいたま市北区櫛引町2-254-1
電　話　：　０４８　６５２　２１７１
最寄駅　：　埼玉新都市交通ニューシャトル「鉄道博物館駅」
お願い　：　駐車場の台数が少ないので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。



埼玉県の愛称

「彩の国（さいのくに）」

この愛称は、四季折々のいろどり豊かな自然に恵まれ、産業、文化、学術など様々な分野で発展する埼玉県を表しています。

令和８年１０月発行

計量業務実績概要（令和７年度事業）

発行　埼玉県計量検定所
〒331-0825
埼玉県さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1
電話　048（652）2171（代表）
FAX　048（660）1901
E-mail　m522171@pref.saitama.lg.jp（代表）